

部活動の方針について

指宿市立山川中学校

1 目 標

生徒の心身の健全な育成や体力・技術の向上を図るとともに、忍耐・努力・所属感などの資質を養い、主体的・自主的な活動ができるようにする。

2 部活動申合せ事項

- (1) 顧問の指示に従い、練習を行う。
- (2) 決められた練習時間をしっかり守る。
- (3) 休日の練習のための登下校は、制服か体育ジャージ・練習着とする。パン・ジュースなどの買い食いは禁止とする。
- (4) 自転車通学生以外の自転車での登下校は禁止とする。夕方の部活の場合、部活動生全員タスキをつけて下校する。
- (5) 期末（学年末）テスト前7日間，中間テスト前5日間は練習中止とする。ただし、試合直前で練習が必要な場合は特例として練習することを申請できる。
- (6) 土・日はいずれかを休養日とする。大会出場や、練習試合、合宿への参加等で練習する必要がある場合には、顧問が総合的に判断し校長の許可を得る。
- (7) 平日は2時間程度、休日は3時間程度で行う。ただし、対外試合が近いなど必要な場合は、顧問の判断により練習時間を延長できる。
- (8) 水曜日及び第3土曜日（青少年育成の日）は、原則としてノー部活動デーとする。ノー部活動デーに練習又は大会出場をした部は、別の日（1週間以内）にノー部活動デーを設定する（生徒の休養日を確保する。）。
- (9) 長期休業中の練習については別途計画する。

3 部活動規定

- (1) 指導者は、山川中学校に勤務する職員と学校で承認した外部コーチとする。
- (2) 部活動の練習時間は学校で定める時間内とする。
- (3) 下校時刻（正門・大成グラウンド・大成武道館を出る時間）は表のとおりとする。

時期	4月	5・6・7月	9月	10月～ 新人戦	新人戦～1月	2月	3月
時刻	18:30	18:50	18:30	18:00	17:30	18:00	18:15

- (4) 大会出場や練習試合については、顧問が総合的に判断し校長の許可を得る。合宿等への参加については、計画書を作成・提出し校長の許可を得る。
- (5) 朝練習及び昼練習については、原則として行わない。
※ 実施する場合は、顧問が職員会議、部活動顧問会、職員朝会のいずれかで提案し承認を得る。
- (6) 陸上大会、駅伝大会の練習時間については別に定める（部活動生徒へ配慮する）。
- (7) 長期休業中の部活動
ア 長期休業の意義（家族と過ごす時間を大切にすることを踏まえて、過重負担にならないように休日を設定する。原則として土・日いずれかを休みにする。
イ 練習時間は8：10～16：40内に設定する。

(8) 服装

ア 練習時の服装は、その部で決めたものとする。

イ 学習用具・更衣物等は、部室・更衣室、あるいは目の届くところに一括して整然と置く。

ウ カバンや教科書などを部室・更衣室に放置しない。

エ 帰りの学活終了後、決められた場所で更衣をする。

(9) 経費・用具

ア 経費は原則として個人負担とする。

イ 施設・設備と主な用具の使用は許可する。私物に関するものは個人で購入する。

(10) 傷害等の保障

ア 練習、試合中に災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付以外に学校は責任を負わない。

イ 必要に応じてスポーツ安全保険に加入する。

(11) 入部・退部の手続き

- ・ 入退部ともに保護者・担任・顧問の承認を得てから、学校長の承認を受ける（別紙入部願、退部願を提出する。）。

(12) 休部・廃部

- ・ 休部、廃部については、部活動顧問会で決定する。

(13) その他

ア 給食のない日の昼食は各自で持参する。飲み物類は家から持参し、ゴミ類は各自責任を持って処理する。

イ 部活動等運営費会計係は、部活動係及び顧問の中から選出する。

ウ 自転車通学生は、自転車を各部所定の場所に持って行く。（晴天時）

エ 本校に設置している部活動以外の種目における「中体連」及び「児童生徒が参加する学校教育活動以外の運動競技会」への参加については、管理職を窓口とし、部活動顧問会で検討する。

4 部活動存続規定

※基準日を6月の中体連とし、中体連に参加できる実質の人数を基準とする。

(1) 基準日の時点で、2年連続、各競技の団体出場人数の1/2以上生徒が所属していない場合は募集停止とする。

(2) 募集停止になった部活動に所属している生徒が引退した時点で廃部とする。

(3) 文化部活動については、活動できる部員数を顧問会で検討し存続について判断する。

※ 内規

(1) 陸上競技大会、駅伝競技大会の選手候補になっている生徒は、決定前に職員に報告する。

(2) ノー部活動デー（水曜日）に練習する場合は、職員朝会に提案し了承を得る。

（地区総体前、地区新人戦等）

○令和2年4月1日 施行